

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

平成 24 年 10 月 1 日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業主（弊社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{（派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額）}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（%表記時の少数点第 2 位以下を四捨五入する。）

■株式会社サフラン

1. 対象期間：平成 26 年 11 月 1 日～平成 27 年 10 月 31 日

2. マージン率等

派遣労働者の数	11 名
派遣先の数	8 社
マージン率	27.7% 下記参照
教育訓練に関する事項	—
労働者派遣に関する料金額の平均額	13,839 円（8 時間/1 日）
派遣労働者の賃金額の平均額	9,999 円（8 時間/1 日）

派遣料金の中で一番多くを占めるのが派遣労働者の給料です。その他に下記事項が含まれます。

- ・雇用者負担となる労災保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料
- ・労働者が有給休暇または慶弔休暇を取得した際に支払う賃金（派遣先に請求できない費用）
- ・労働者の健康診断費用
- ・営業、管理、採用活動等の事業運営にあたる派遣労働者以外の人件費
- ・事業運営上必要となるシステム維持費、オフィス賃料、求人広告費をはじめとする諸費用
- ・営業利益